

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	宍粟市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	94-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.shiso.lg.jp/soshiki/kikakusomu/tiikisouseika/tantoujyohou/mynumber_00/1477622244359.html

執行機関名 宍粟市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等が提供する介護サービスにおける生計困難者に対する利用者負担軽減事業及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	68	
③ 番号法別表第2の項	94	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宍粟市個人番号の利用等に関する条例(平成27年宍粟市条例第33号)別表第1の8の項 社会福祉法人等が提供する介護サービスにおける生計困難者に対する利用者負担軽減事業及び中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成9年法律第123号)第1条	宍粟市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱(平成17年宍粟市告示第120号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この事業は、低所得者に係る利用者負担対策のうち、社会福祉法人等が提供するサービスの利用者負担の軽減措置について、次に掲げる事業の実施のために必要な事項を定め、利用者負担の一部を軽減することにより、低所得者の生活の安定と介護保険の円滑な実施に資することを目的とする。 (1) 生計困難者に対する利用者負担軽減事業 要介護被保険者等のうち生計困難と認められる者（以下この号及び第3条から第14条までにおいて「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下この号及び第3条から第14条までにおいて「軽減事業所」という。）が提供する軽減対象となる介護保険サービスを利用する場合、軽減事業所が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減するものとする。 (2) 離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担軽減事業 要介護被保険者等のうち別に定める者（以下この号及び第15条から第18条までにおいて「軽減対象者」という。）が、あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等（以下この号及び第15条から第18条までにおいて「軽減法人」という。）が提供する離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算の算定対象となる訪問系の介護サービスを利用する場合、軽減法人が軽減対象者のサービス利用に伴う利用者負担のうち離島地域等における特別地域加算又は中山間地域等の地域における加算に相当する部分の一部を軽減するものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		宍粟市社会福祉法人等による利用者負担軽減事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第120号）